

各実現方策の評価結果

(1) より安全・安心で良質な水の供給

実現方策	優先度	総合評価
ア. 水源の水質保全	C	概ね順調
イ. 原水の水質及び水質基準強化に対応した浄水処理の実施	B	概ね順調
ウ. 残留塩素濃度の最適化	C	順調
エ. 水源から給水栓までの統合的な水質管理	B	順調

水道利用者が安心して水道を利用できるよう、引き続き水質管理体制の維持・強化に努めていく。

(4) 事業を通じた社会貢献

実現方策	優先度	総合評価
ア. 地下水から県水への転換促進	C	概ね順調
イ. 電力使用量の削減及び再生可能エネルギーの導入	C	順調
ウ. 浄水発生土の有効利用	B	概ね順調
エ. 国際技術協力の充実及び水道の国際展開	C	概ね順調

地盤沈下の抑制や省エネ対策、国際貢献など、国内最大規模の用水供給事業の強みを活かした社会貢献に引き続き努めていく。

(2) 事故・災害に強い水道

実現方策	優先度	総合評価
ア. 水源の早期安定化	A	順調
イ. 水道施設の耐震化	A	要努力
ウ. 電力危機への対策の充実	B	順調
エ. 事故時を考慮した浄水予備力及び広域的な水運用機能の充実	C	要努力
オ. 受水団体と連携した緊急時の体制強化	B	順調
カ. 職員の危機管理能力の向上	B	概ね順調

管路耐震化が計画通り進められていない

事故や災害時に断水を生じないよう、ハード面・ソフト面を併せ、水道システム全体の強靱化を着実に進めている。今後は、進捗に遅れがみられる管路の更新・耐震化に向けた取組を強化していく必要がある。

水融通機能の制限要因となる区間解消に向けた取組が必要

(5) 利用者サービスの向上

実現方策	優先度	総合評価
ア. 水道水の安全、水質に関する情報の適切かつ迅速な提供	A	概ね順調
イ. 水道利用者及び受水団体が理解しやすい広聴広報活動の充実	A	概ね順調
ウ. 水道利用者及び受水団体のニーズに応じた良質な水の供給	B	要努力
エ. 段階的な変動供給への移行	C	順調
オ. 水道利用者及び受水団体ニーズの把握	B	順調

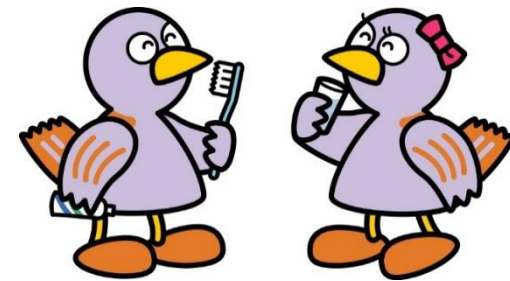
味やにおいの満足度 約80%→目標100%向けさらなる取組が必要

利用者の立場に立ったサービスの提供・向上に引き続き取り組んでいく。水道水に対する味やにおいに関する満足度100%を目指し、取組を強化していく必要がある。

(3) 運営基盤の強化

実現方策	優先度	総合評価
ア. 将来の水需要を見据えた施設の更新及び施設能力の最適化	B	順調
イ. 財務運営の効率化	A	順調
ウ. 民間活力の導入も含めた組織体制の再構築	B	概ね順調
エ. 水道広域化の推進	B	概ね順調

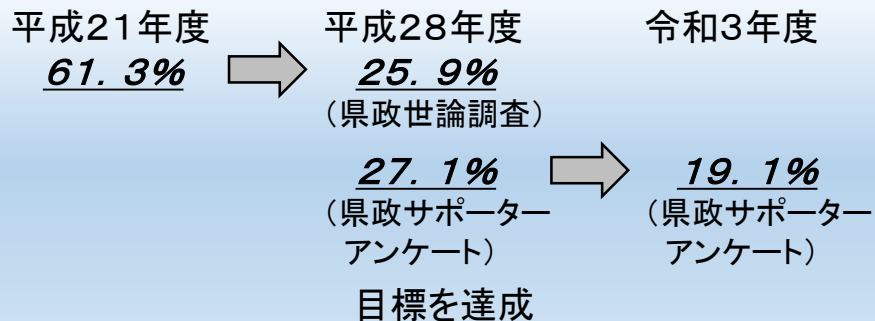
水道の運営基盤の強化に向け、計画的な施設更新と財務運営の効率化を進めるとともに、技術力の維持・向上に努めていく必要がある。



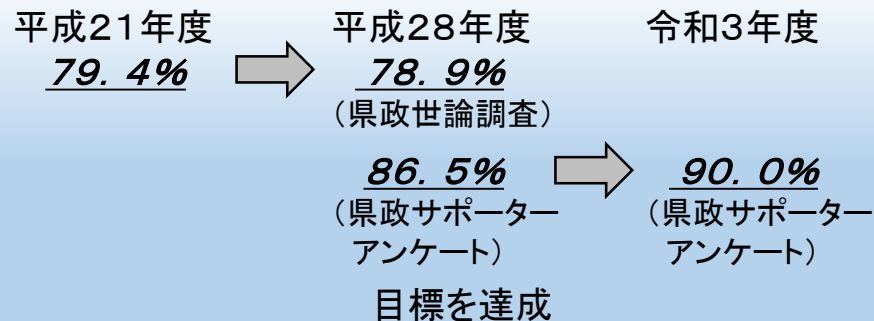
埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

埼玉県営水道長期ビジョン 成果目標の動向

水道に不満を感じている人の割合(半減)



水道水を飲用利用する人の割合(向上)



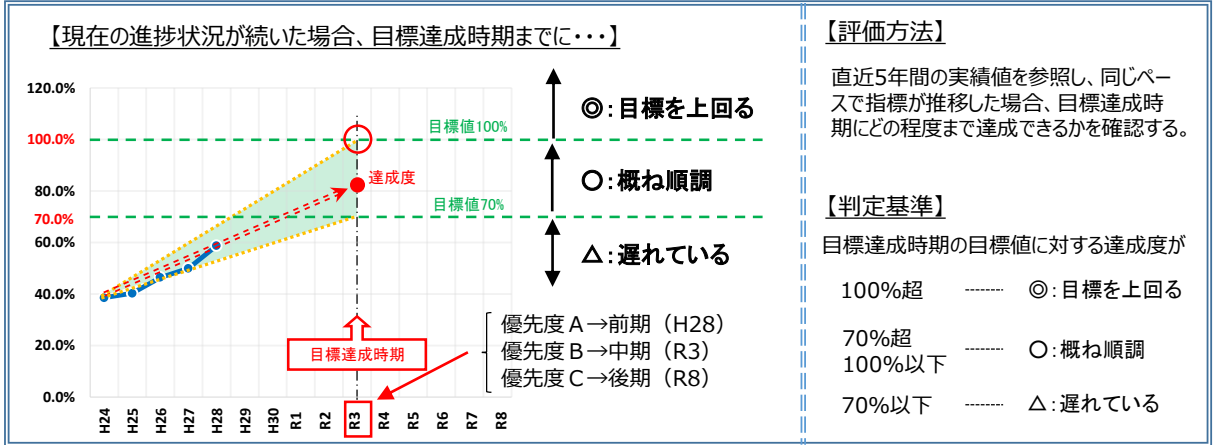
分析

- 調査の結果、成果目標の一つである「水道に不満を感じている人の割合」は大きく減少し、「半減」させるという目標を十分に達成できた。
もう一つの成果目標である「水道水を飲用利用する人の割合」も、最新値で9割まで向上し、目標を達成できた。
- これは、これまで実施してきたそれぞれの取組について、一定の効果があったと評価できる。
- 一方、個別の実現方策の評価結果では、要努力とされた項目があり、今後取り組みを強化していく必要がある。

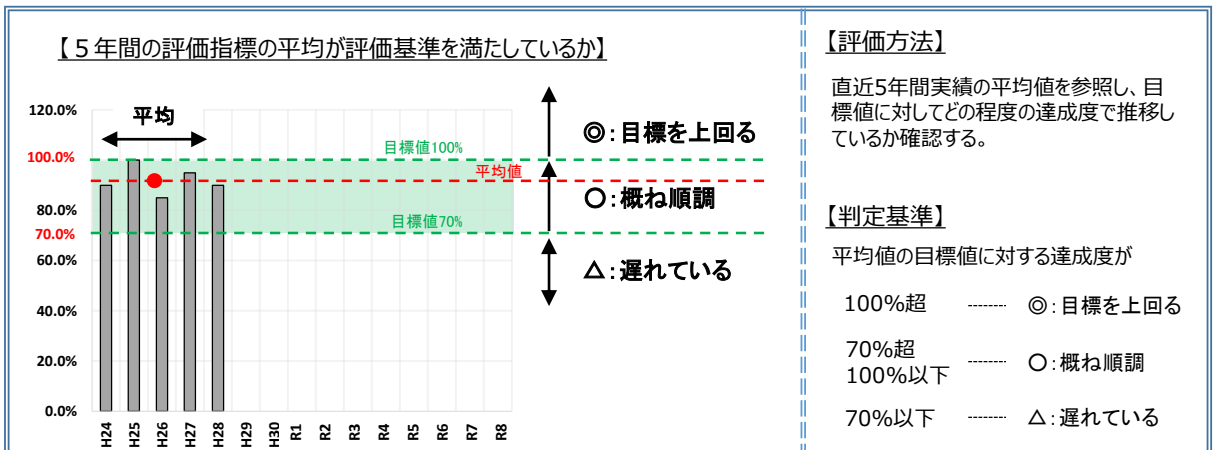
評価方法について

■実績評価指標の評価方法

①評価指標の増加状況により進捗状況を確認できるもの



②評価指標が一定の値（以上）となるもの



③その他

【①、②にあてはまらないもの】 ⇒ 各々の特性に合わせた評価を実施する

例：取得水利権に占める安定水利権の割合

ハツ場ダム等の水資源開発施設は、事業の完了をもって100%となるものであり、完成年度までは指標値が横ばいとなる。

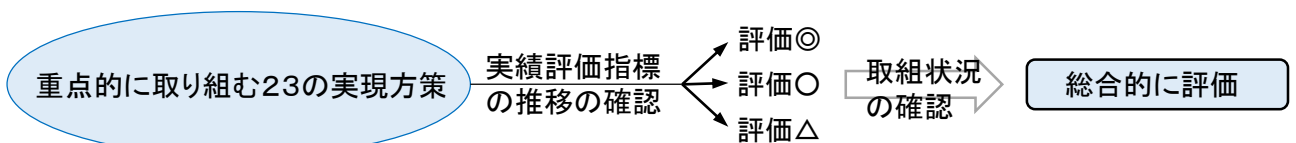
⇒ 評価時点で100%以上となっているかで評価を行う。(◎、△の2段階評価)

例：施設能力の最適化に向けた検討の実施状況

施設能力の最適化は、将来の水需要予測の動向に合わせ適宜計画を修正していくものであり、達成度を評価するのは困難。

⇒ 将来の水需要予測にあった計画となっているかで評価を行う。

■実績評価の流れ



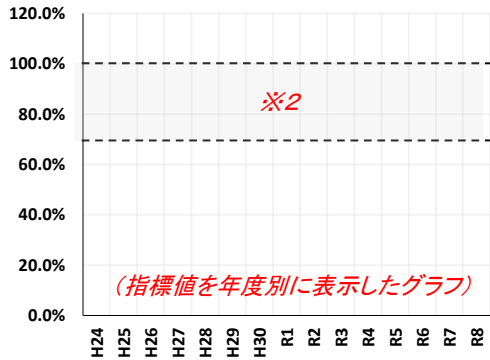
その他、業務指標の推移や外部環境の変化を参考に、ビジョンの方向性や今後の取組の方向性を確認

■実績評価シートの見方

課題解決に向けた目標	(県営水道の課題解決に向けた5つの目標)
実現方策	(ビジョンの目標年度までの15年間で重点的に取り組む23の実現方策)
(実現方策の内容)	
◆ (長期ビジョンで定めている具体的取組内容)	
優先度 ※1	

評価指標 【評価方法①～③】	基準年度値 (H23策定時)	最新値又は平均値 (R2)or(H28～R2)	評価時期 目標値(H)	評価
(実現方策の取組状況を数値化し、定量的に評価するための指標)				※2

(評価指標名)



【指標算定式】

(指標の算定方法)

【評価基準】

(指標の評価基準)

【評価結果】

(指標の評価コメント)

取組名	取組実績	取組年度
◆		
◆ (長期ビジョンで定めている具体的取組内容)	(具体的取組の実施内容)	
◆		

総合評価	(評価指標、取組実績の内容を踏まえた実現方策の総合的な評価コメント)
	(順調・概ね順調・要努力から選択)

※1【実現方策の優先度】

◎埼玉県営水道長期ビジョン策定時に、23の実現方策について「水道利用者及び受水団体のニーズ」と「実現方策の重要度・緊急度」のそれぞれをAからDの4段階に分類したうえで、総合的な相対評価により優先度（A：極めて高い～D：やや高い）を設定しています。

水道利用者及び受水団体のニーズ	極めて高い	C	B	B	A
	A	(高い)	(とても高い)	(とても高い)	(極めて高い)
	B	C	C	B	A
	C	D	C	B	B
	D	D	C	C	B
	やや高い	(やや高い)	(高い)	(高い)	(とても高い)
		D	C	B	A
		やや高い			極めて高い
実現方策の重要度・緊急度					

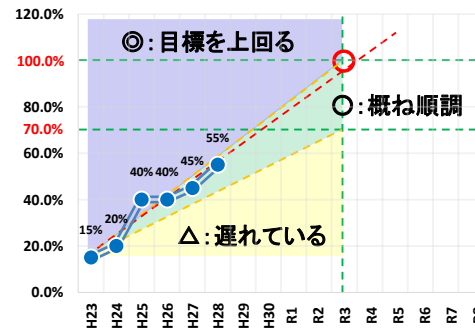
実現方策を優先度に応じて実施することで透明性の高い事業運営に努める。

実施重点時期の目安

- 優先度A
前期(平成24～28年度)
- 優先度B
中期(平成29～令和3年度)
- 優先度C
後期(令和4～令和8年度)

※2【評価指標グラフと評価】

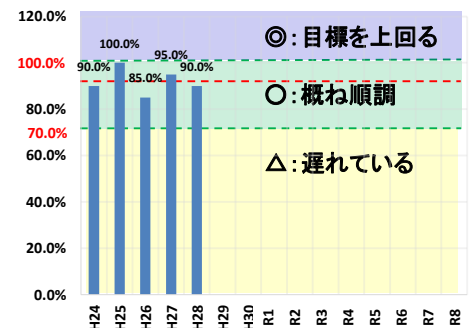
評価方法①



優先度に対応した目標達成時期の達成度が

- 100%超 ----- ◎: 目標を上回る
- 70%超 ----- ○: 概ね順調
- 100%以下 ----- △: 遅れている
- 70%以下 ----- △: 遅れている

評価方法②



5年間の平均値が

- 100%超 ----- ◎: 目標を上回る
- 70%超 ----- ○: 概ね順調
- 100%以下 ----- △: 遅れている
- 70%以下 ----- △: 遅れている

課題解決に向けた目標

(1)より安全・安心で良質な水の供給

実現方策

ア 水源の水質保全

良質な原水の確保は、より安全・安心で良質な水の供給に最も重要な要素となります。このことから、水源の水質保全に向け、次の取組を実施します。

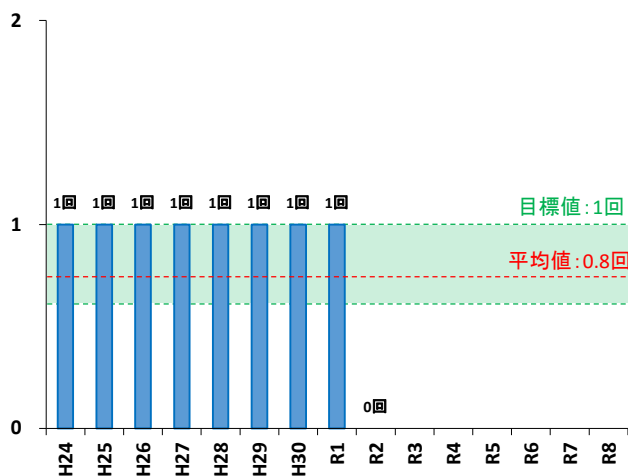
- ◆水源の汚染を防止するため国等の関係機関への働きかけ
- ◆水源地域の清掃活動への参加
- ◆水源の水質保全活動の啓発

利用者のニーズ C
重要度・緊急度 C

優先度C

評価指標 (評価方法②)	基準年度値 (H23策定時)	平均値 (H28～R2)	評価時期 目標値(R8)	評価
水源清掃活動の実施回数	1回	0.8回	1回	○

水源清掃活動の実施回数



【指標算定式】

水源清掃活動の実施回数
⇒実施実績

【評価基準】

水源の水質保全は継続することが必要なことから、水源清掃活動を継続しているかを評価基準とします。

【評価結果】

令和2年度は中止となったが、NPOとの協働で『水のふるさと応援団』事業に継続的に参加することで、水源清掃活動を毎年度実施している。

取組名	取組実績	取組年度
◆水源の汚染を防止するため国等の関係機関への働きかけ	○国等の関係機関へ働きかけを実施 【国交省】下水道整備の促進 【農水省】農業用ため池の異臭対応 【環境省】水道水源の水質保全の推進	H24～R2
◆水源地域の清掃活動への参加	○『水のふるさと応援団』事業に参加し、地元住民らと下久保ダムの清掃活動を実施	H24～R1
◆水源の水質保全活動の啓発	○『ダム浄水場見学ツアー』等のイベント参加者や浄水場の見学者にDVDを放映し啓発 ○小学校にDVDを配布し授業等で啓発 ○かび臭の発生源となる農業用ため池の管理者に注意喚起を実施	H24～R1 R2 H26～R2

総合評価

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止となったが、水源の水質保全のため、毎年度、水源清掃活動に参加している。

その他、水源の汚染を防止するための関係機関への働きかけ、水源水質保全活動の啓発などを着実に実施している。

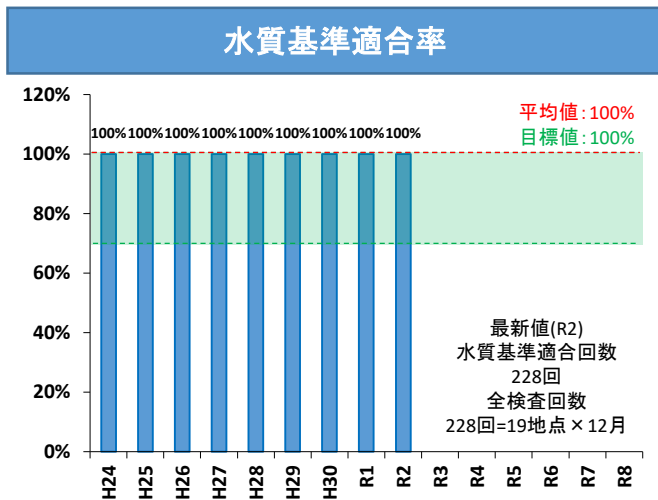
また、河川の一般的な水質指標の一つであるBODは、利根川(利根大堰)及び荒川(治水橋)において長期的に低下傾向にある。

これらのことから、概ね順調であると評価する。

概ね順調

課題解決に向けた目標	(1)より安全・安心で良質な水の供給			
実現方策	イ 原水の水質及び水質基準強化に対応した浄水処理の実施			
<p>より安全・安心で良質な水の供給を実現するためには、原水の水質を把握し、水質の状況に応じた適切な浄水処理を行う必要があります。特に、送水過程で濃度が増加するトリハロメタン等の消毒副生成物については、受水団体での低減化は困難なため、低減化対策が必要です。また、放射性物質など汚染物質の混入や水質基準の強化・拡充にも適切に対応する必要があることから、次の取組を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆流域の他の水道事業者等と連携した水源監視体制の整備 ◆原水の水質に応じた適切な浄水処理の実施 ◆浄水処理の処理限界等に関する調査 				
	<table border="1"> <tr> <td>利用者のニーズ A</td> <td rowspan="2">優先度B</td> </tr> <tr> <td>重要度・緊急度 B</td> </tr> </table>	利用者のニーズ A	優先度B	重要度・緊急度 B
利用者のニーズ A	優先度B			
重要度・緊急度 B				

評価指標 (評価方法②)	基準年度値 (H23策定時)	平均値 (H28～R2)	評価時期 目標値(R8)	評価
水質基準適合率	100%	100%	100%	○
浄水中かび臭物質濃度の管理目標濃度達成率	100%	99.6%	100%	○
送水トリハロメタン濃度の送水管管理目標濃度達成率	97%	100%	100%	○
給水末端ハロ酢酸類濃度の水質基準濃度達成率	—	100%	100%	○



【指標算定式】

水質基準適合率

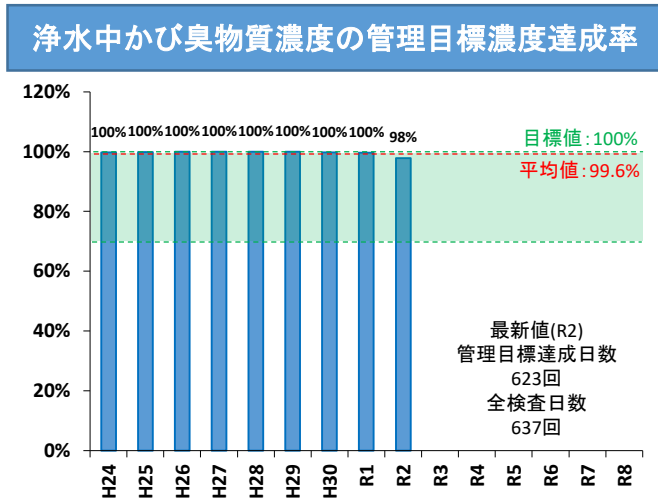
$$= (\text{水質基準適合回数} / \text{全検査回数}) \times 100$$

【評価基準】

供給する水が水質基準に適合しているかを評価基準とします。

【評価結果】

水質基準適合率は100%を維持しており、順調に推移している。



【指標算定式】

浄水中かび臭物質濃度の管理目標濃度達成率

$$= (\text{浄水中かび臭物質濃度の管理目標達成日数} / \text{全検査日数}) \times 100$$

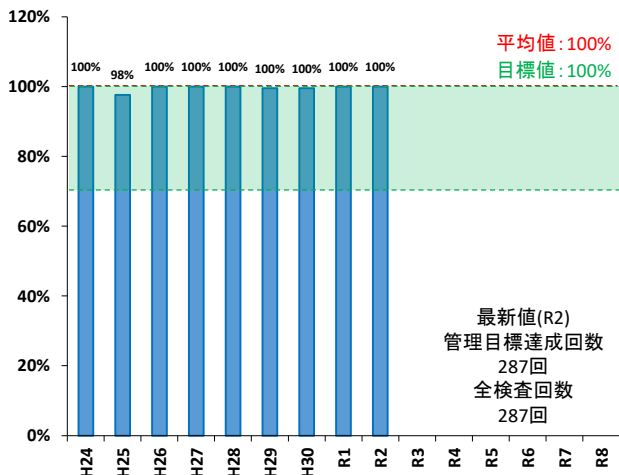
【評価基準】

供給する水のかび臭物質濃度が管理目標濃度（水質基準より厳しく設定した目標値）に適合するように管理されているかを評価基準とします。

【評価結果】

管理目標濃度は単年度では100%を下回る年もあったが、評価期間の平均では概ね100%を維持しており、概ね順調に推移している。

送水トリハロメタン濃度の送水管理目標濃度達成率



【指標算定式】

送水トリハロメタン濃度の送水管理目標濃度達成率

$$= (\text{送水トリハロメタン濃度の送水管理目標濃度達成日数} / \text{全検査日数}) \times 100$$

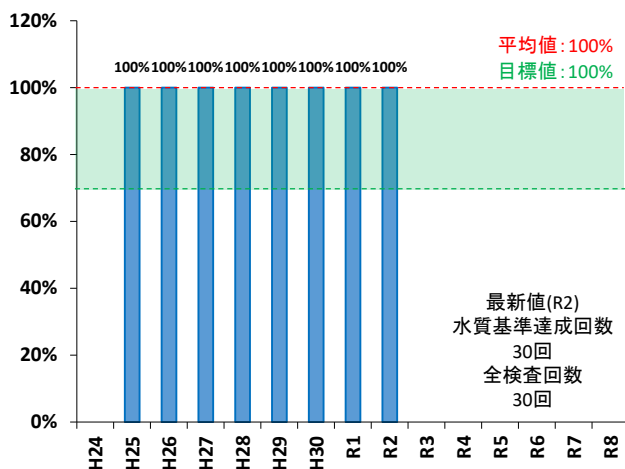
【評価基準】

供給する水のトリハロメタン濃度が管理目標濃度（水質基準より厳しく設定した目標値）に適合するように管理されているかを評価基準とします。

【評価結果】

平成25年度は、管理目標濃度を超過した日があったが、給水末端では水質基準を満足していた。それ以外は管理目標濃度を100%達成しており、概ね順調に推移している。

給水末端ハロ酢酸類濃度の水質基準濃度達成率



【指標算定式】

給水末端ハロ酢酸類濃度の水質基準濃度達成率

$$= (\text{給水末端ハロ酢酸類濃度の水質基準濃度達成日数} / \text{全検査日数}) \times 100$$

【評価基準】

供給する水のハロ酢酸類濃度が水質基準に適合するように管理されているかを評価基準とします。

【評価結果】

末端蛇口の測定を開始した平成25年度以降、水質基準濃度達成率は100%を維持しており、順調に推移している。

取組名	取組実績	取組年度
◆流域の他の水道事業者等と連携した水源監視体制の整備	○流域の5事業者（群馬県、埼玉県、千葉県、北千葉広域、東京都）による水源の監視を実施	H24～R2
	○国交省及び都県で構成する関東地方水質汚濁対策連絡協議会による水質事故の情報連絡体制を整備	H24～R2
◆原水の水質に応じた適切な浄水処理の実施	○水安全計画のPDCAサイクル（計画の策定、管理基準に基づく水質管理の実施、レビュー、改訂）による適切な浄水処理の実施	H24～R2
◆浄水処理の処理限界等に関する調査	○水道水の消毒用塩素に反応し、浄水場からの送水後も濃度上昇が発生するトリハロメタン類について、給水末端（蛇口）の濃度の調査を実施	H24～R2
	○同じく消毒副生成物であるハロ酢酸について、水質基準の強化に伴い、給水末端（蛇口）濃度の調査を実施	H25～R2

総合評価

水源監視体制の整備や浄水処理限界に関する調査を着実に実施し、水安全計画に基づき原水の水質及び水質基準強化に対応した浄水処理を行っている。その結果、定期水質検査において水質基準適合率100%を達成しており、かび臭物質や消毒副生成物（トリハロメタン、ハロ酢酸）の濃度も概ね目標水準を達成できており、概ね順調であると評価する。

一方、ゲリラ豪雨等に伴う突発的な水質悪化により瞬間的に水質基準値を超過する事例も発生しており、監視体制や浄水処理のさらなる強化が必要である。

概ね順調

課題解決に向けた目標

(1)より安全・安心で良質な水の供給

実現方策

ウ 残留塩素濃度の最適化

県営水道の供給する水は、送水が長距離にわたることから、受水地点の残留塩素濃度に格差が生じており、平準化が求められています。このため、給水栓での消毒効果を確保しつつできる限り残留塩素を低減化・平準化できるよう次の取組を実施します。

- ◆残留塩素低減化及び平準化のための効率的な水運用の検討
- ◆残留塩素濃度の管理基準の検証と見直し
- ◆受水団体と連携した追加塩素の注入による浄水場の塩素注入量の削減

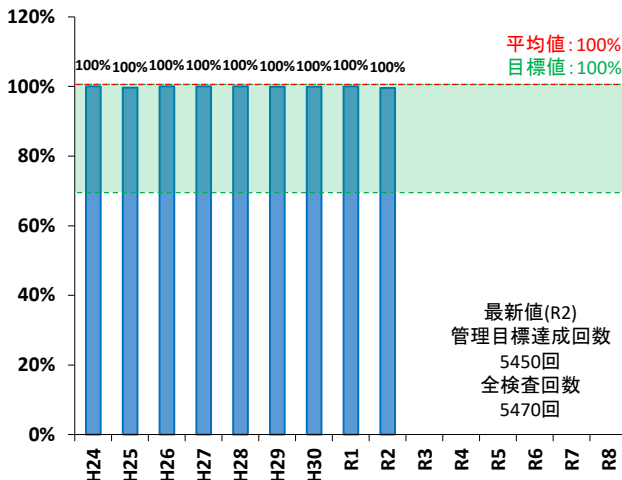
利用者のニーズ B

重要度・緊急度 C

優先度C

評価指標 (評価方法②)	基準年度値 (H23策定時)	平均値 (H28～R2)	評価時期 目標値(R8)	評価
受水地点での残留塩素濃度管理 目標達成率	100%	100%	100%	○

受水地点での残留塩素濃度管理目標達成率



【指標算定式】

受水地点での残留塩素濃度管理目標達成率

$$= (\text{受水地点での残留塩素濃度管理目標達成日数} / \text{全検査日数}) \times 100$$

【評価基準】

消毒効果を確保しつつできる限り残留塩素濃度を低減化・平準化するために、残留塩素濃度の管理基準を設定し、管理基準を達成しているかどうかを評価基準とします。

【評価結果】

管理目標達成率は100%を維持しており、順調に推移している。

取組名	取組実績	取組年度
◆残留塩素低減化及び平準化のための効率的な水運用の検討	○流速変更等による到達時間の調整を検討、可能な範囲で実施	H24～R2
◆残留塩素濃度の管理基準の検証と見直し	○水安全計画のPDCAサイクル（計画の策定、管理基準に基づく水質管理の実施、レビュー、改訂）による適切な浄水処理の実施	H24～R2
◆受水団体と連携した追加塩素の注入による浄水場の塩素注入量の削減	○受水団体側の残留塩素濃度を自動水質監視装置で常時監視、可能な範囲で塩素注入量を削減	H24～R2

総合評価

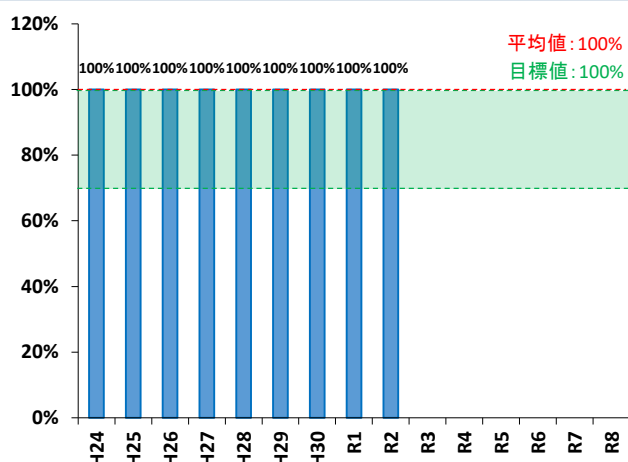
残留塩素濃度の最適化のための取組として、効率的な水運用の検討や管理基準の検討と見直し、追加塩素の注入による浄水場の塩素注入量削減を実施している。その結果、残留塩素について、受水地点での濃度をしっかり管理し、管理目標達成率は100%を達成しており、順調であると評価とする。

順調

課題解決に向けた目標	(1)より安全・安心で良質な水の供給		
実現方策	工	水源から給水栓までの 統合的な水質管理	
<p>水源から給水栓まで統合的な水質管理を実施するためには、水安全計画に基づく水質管理を推進するとともに、給水栓の水質を管理している受水団体との連携が必要となります。さらに、現在の水質基準にはない放射性物質などの汚染物質について、継続的な検査を実施し、検査結果を迅速に公表することが必要です。このため、次の取組を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆水安全計画に基づく水質管理の推進 ◆水質管理上の目標値の設定と検証 ◆受水団体と連携した給水栓における水質管理の推進 ◆受水団体と相互情報交換も可能な水質管理情報ネットワークの構築 			
			利用者のニーズ A
			重要度・緊急度 B
			優先度B

評価指標 (評価方法②)	基準年度値 (H23策定時)	平均値 (H28～R2)	評価時期 目標値(R8)	評価
県水の割合が高い受水団体の給水栓の水質基準適合率	100%	100%	100%	○

県水の割合が高い受水団体の給水栓の水質基準適合率



【指標算定式】

県水の割合が高い受水団体(※)の給水栓の水質基準適合率

$$= (\text{水質基準適合回数} / \text{全検査回数}) \times 100$$

※県水の割合が高い受水団体とは転換率90%以上の受水団体である。

【評価基準】

県水の割合が高い給水栓においても、水質基準に適合しているかを評価基準とします。

【評価結果】

水質基準適合率100%を維持しており、順調に推移している。

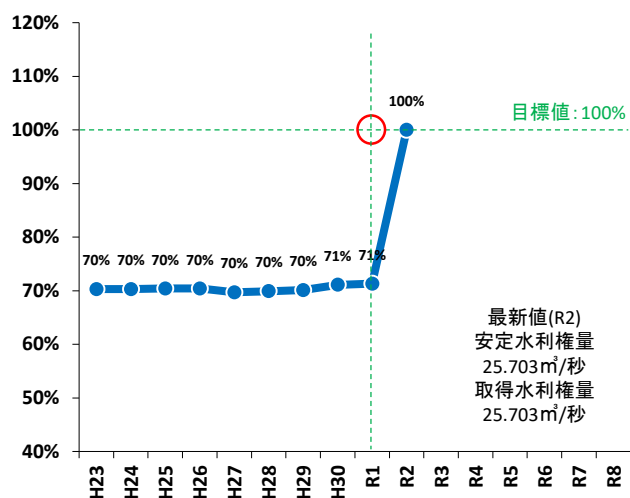
取組名	取組実績	取組年度
◆水安全計画に基づく水質管理の推進	○計画のPDCAサイクル（計画の策定、水質管理の実施、レビュー、改訂）による適切な浄水処理の実施	H24～R2
◆水質管理上の目標値の設定と検証	○水安全計画の中で、各水質基準項目の管理目標値を設定し、毎年度検証の上、必要に応じ再設定	H24～R2
◆受水団体と連携した給水栓における水質管理の推進	○受水団体と水道水質技術交流会を開催し、水質に関する技術・知識の向上による適切な水質管理を推進	H24～R1
◆受水団体と相互情報交換も可能な水質管理情報ネットワークの構築	○県営水道の情報受水団体に提供できる水道情報通信ネットワークシステムの更新（平成24年度完了）	H24
	○県と受水団体で相互の情報交換が可能なシステム（水総合管理システム）の導入（平成30年度完成）	H26～H30

総合評価	<p>水源から給水栓まで統合的な水質管理の実現に向け、水安全計画を策定し、管理目標値に基づいた水質管理を行うとともに、受水団体と連携した給水栓における水質管理の推進や受水団体と情報交換可能なネットワークシステムの構築を行っている。県水の割合が高い受水団体の給水栓の水質基準適合率は100%を達成しており、順調であると評価する。</p>
	順調

課題解決に向けた目標	(2) 事故・災害に強い水道		
実現方策	ア 水源の早期安定化		
<p>県営水道が取得している水利権の約3割は、ハッ場ダム等の水資源開発施設の整備によって確保できる水で、豊水時のみ取水を認められた暫定水利権となっています。このため、ハッ場ダム等の水資源開発施設の完成までは、取水制限の影響を受けやすい不安定な状況であることから、水資源開発施設の早期完成に向けて、次の取組を実施します。</p> <p>◆ 未完成水資源開発施設の建設促進要望 ◆ 事業監理検討会等における水資源開発施設の進捗状況及び事業費等の確認</p>			
	利用者のニーズ B	優先度A	
	重要度・緊急度 A		

評価指標 (評価方法③)	基準年度値 (H23策定時)	最新値 (R2)	評価時期 目標値(R1)	評価
取得水利権に占める安定水利権の割合	70%	100%	100%	◎

取得水利権に占める安定水利権の割合



【指標算定式】

取得水利権に占める安定水利権の割合
 = (安定水利権量 / 取得水利権量) × 100

【評価基準】

取得水利権の全てが安定水利権となっているかを評価基準とします。

【評価結果】

令和元年度末にハッ場ダムが完成し、令和2年度から取得水利権の全てが安定水利権となった。

取組名	取組実績	取組年度
◆ 未完成水資源開発施設の建設促進要望	○ 未完成の水資源開発施設（ハッ場ダム、思川開発等）の早期完成について、国交省・厚労省・国会議員等に要望	H24～R2
◆ 事業監理検討会等における水資源開発施設の進捗状況及び事業費等の確認	○ ハッ場ダム建設事業コスト管理等に関する協議会や、思川開発事業監理協議会に参加	H24～R2

総合評価	<p>令和元年度にハッ場ダム建設工事が完了し、令和2年度から取得水利権の全てが安定水利権となった。水利権の安定化が達成されたことから、順調であると評価する。</p> <p>なお、渇水時の安定供給確保に向け思川開発事業に参画していることから、早期完成に向けた要望活動や、進捗状況及び事業費等の確認を引き続き実施している。</p>
	順調

課題解決に向けた目標

(2) 事故・災害に強い水道

実現方策

イ 水道施設の耐震化

施設の耐震化を図り、地震災害に対して被害を可能な限り小さくすることは、地震発生後の応急給水や復旧作業を円滑に行うために重要です。

このため、水道施設の断水リスクや財政状況などを勘案し、次の取組を実施します。

- ◆地震発生後1週間以内の復旧を目途とした施設の耐震化
- ◆更新に合わせた管路の耐震化
- ◆二次災害のおそれがある施設の解消

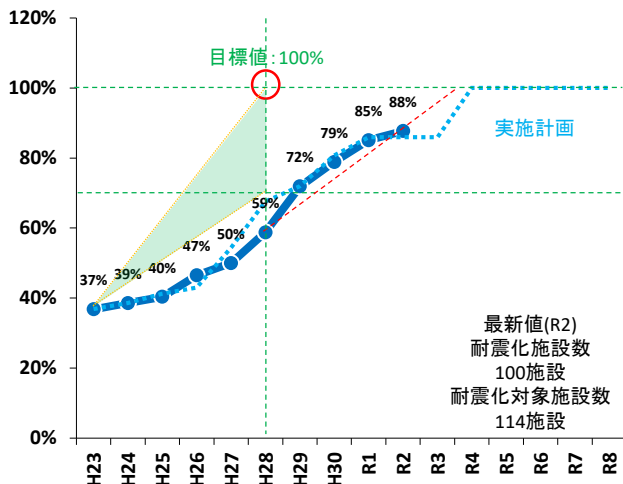
利用者のニーズ B

優先度A

重要度・緊急度 A

評価指標 (評価方法①)	基準年度値 (H23策定時)	最新値 (R2)	評価時期 目標値 (H28)	評価
計画に基づく耐震化実施率	34%	88%	100%	△
計画に基づく管路更新実施率	0%	33%	100%	△

計画に基づく耐震化実施率



【指標算定式】

計画に基づく耐震化実施率

$$= (\text{耐震化施設数} / \text{長期ビジョン計画期間内の耐震化対象施設数}) \times 100$$

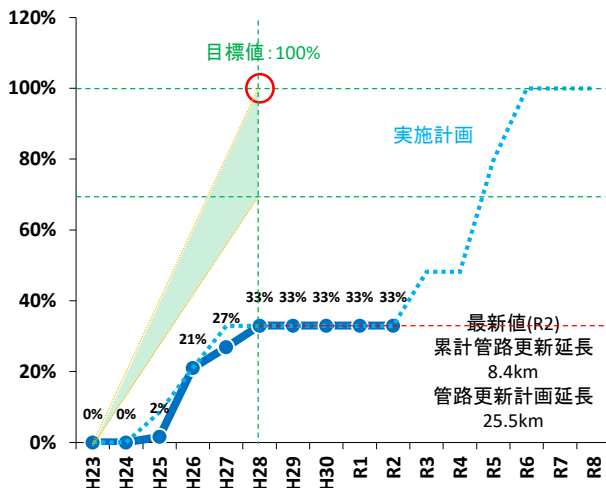
【評価基準】

耐震化計画に対して、計画に基づく耐震化を実施しているかを評価基準とします。

【評価結果】

平成25年度の耐震化計画見直しにより、浄水備蓄施設のみでなく、浄水処理施設全てが耐震化対象となったため、平成28年度までの目標値である実施率100%は達成できなかった。実施計画に基づき、長期ビジョン計画期間内の施設更新は令和4年度の達成に向け順調に推移している。

計画に基づく管路更新実施率



【指標算定式】

計画に基づく管路更新実施率

$$= (\text{累計管路更新延長} / \text{長期ビジョン計画期間内の管路更新計画延長}) \times 100$$

【評価基準】

管路更新計画に対して、計画に基づく更新を実施しているかを評価基準とします。

【評価結果】

平成27年度の管路更新計画見直しにより管路更新計画延長が変わったため、平成28年度までの目標値である実施率100%は達成できなかった。実施計画に基づき、長期ビジョン計画期間内の更新対象となっている路線の更新に向けた取組を進めているが、ルート選定の難航により進捗は計画から大幅に遅れている状況である。

取組名	取組実績	取組年度
◆地震発生後1週間以内の復旧を目途とした施設の耐震化	○地震発生時の応急給水拠点として活用できる浄水備蓄施設（貯水タンク）全7施設の耐震化の実施（平成28年度完了）	H24～H28
	○水処理施設の耐震化率100%を令和4年までに達成する計画を策定、計画に基づく耐震化の実施	H26～R2
◆更新に合わせた管路の耐震化	○第一次送水管路更新計画に基づく川口Ⅰ系6支線の更新を実施（平成28年度完了）	H24～H28
	○荒川横断送水管路の更新を実施（平成29年度完了）	H24～H29
	○管路更新の優先度を見直し、重要8路線の更新を令和12年度に完了させる施設整備計画を策定	H27
	○施設整備計画に基づく川口Ⅰ・Ⅱ系幹線更新に係る調査を実施	H27～R2
◆二次災害のおそれがある施設の解消	○管理棟などの中枢施設・薬品棟などの二次災害の恐れがある施設等を対象とした第一次耐震化対策の完了（平成24年度完了）	H24

総合評価

水道施設の耐震化については、ビジョン開始後に耐震化計画や管路更新計画が見直され、耐震化対象施設が増加したことから、現時点での達成度は当初の目標に対しては低い状況にある。

見直し後の耐震化計画に基づき、中継ポンプ所及び備蓄施設の耐震化は完了、浄水施設の耐震化は約7割が完了しており、着実な進捗が見られる。

一方、現在実施中の管路更新については、ルート選定が難航しており計画から大幅な遅れが生じている状況である。

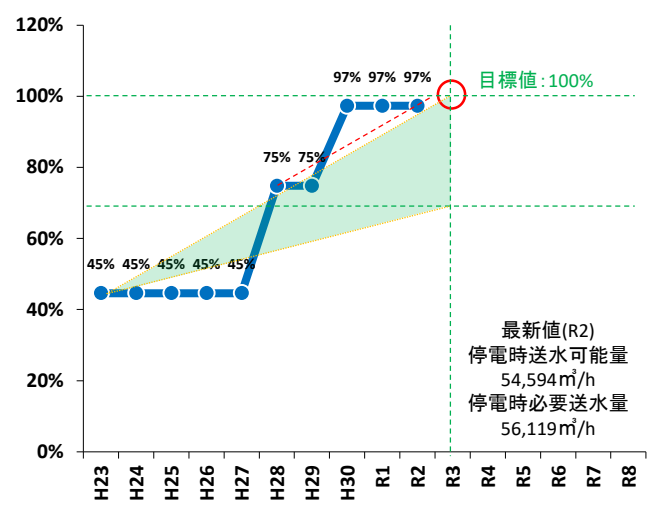
断水リスクの低減に向け、耐震化計画や管路更新計画に基づき、事業の進捗を継続的に図っていく必要があることから、要努力であると評価する。

要努力

課題解決に向けた目標	(2) 事故・災害に強い水道			
実現方策	ウ 電力危機への対策の充実			
<p>東日本大震災の影響による計画停電では、必要量を送水できない地域が発生し、電力供給不足等への対応が必要なことが判明しました。このため、電力供給不足による減圧送水または送水停止の被害を可能な限り小さくすることができるよう、次の取組を実施します。</p> <p>◆自家発電設備（常用または非常用）の強化検討 ◆電力ピークカット・シフト対策の強化</p>				
	<table border="1"> <tr> <td>利用者のニーズ C</td> <td rowspan="2">優先度B</td> </tr> <tr> <td>重要度・緊急度 B</td> </tr> </table>	利用者のニーズ C	優先度B	重要度・緊急度 B
利用者のニーズ C	優先度B			
重要度・緊急度 B				

評価指標 (評価方法①)	基準年度値 (H23策定時)	最新値 (R2)	評価時期 目標値(R3)	評価
停電時必要送水量に対する送水可能率	45%	97%	100%	◎

停電時必要送水量に対する送水可能率



【指標算定式】

$$\text{停電時必要送水量に対する送水可能率} = (\text{停電時送水可能量} / \text{停電時必要送水量}) \times 100$$

【評価基準】

停電が発生した場合も影響を最小限とできるよう、自家発電設備の整備により、停電時必要送水量が送水できるようになっているかを評価基準とします。

【評価結果】

自家発電設備の整備を着実に実施し、送水可能率はほぼ目標値を達成している。

取組名	取組実績	取組年度
◆自家発電設備（常用または非常用）の強化検討	○自家発電設備（非常用）の整備を実施 大久保・庄和・行田浄水場、上赤坂中継ポンプ所に整備（平成28年度完了）	H25～H28
	○自家発電設備（非常用）の整備を実施 新三郷・吉見浄水場に整備（平成29年度完了）	H27～H29
◆電力ピークカット・シフト対策の強化	○太陽光発電設備を設置し、商用電源の昼間使用電力量をピークカット ＞行田浄水場 ＞吉見浄水場	H24～R2 H26～R2
	○高坂中継ポンプ所小水力発電設備を設置し、商用電源の使用電力量をピークカット	H24～R2

総合評価	<p>停電時必要送水量に対する送水可能率は、自家発電設備の整備により、目標100%達成に向けて順調に推移している。</p> <p>また、電力危機への対策の充実へ向けた取組として、自家発電設備の整備に加え、太陽光発電設備の整備も実施しており、順調であると評価する。</p>
	川順調

課題解決に向けた目標

(2) 事故・災害に強い水道

実現方策

工 事故時を考慮した浄水予備力及び広域的な水運用機能の充実

事故・災害等により送水停止となる浄水場が生じた場合にも、減圧送水または送水停止の被害を可能な限り小さくするために、事故等緊急時の水運用のルールに基づいた他の浄水場からのバックアップや送水系統の切替等といった広域的な水運用が可能となるよう、次の取組を実施します。

- ◆適切な浄水予備力の確保
- ◆送水管における水融通機能の強化

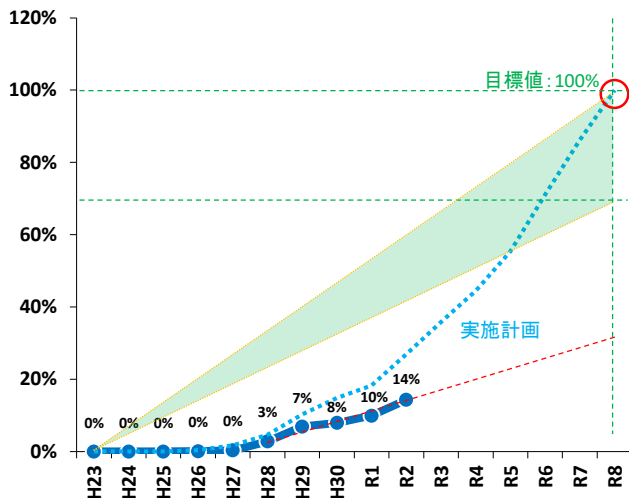
利用者のニーズ A

優先度 C

重要度・緊急度 D

評価指標 (評価方法①)	基準年度値 (H23策定時)	最新値 (R2)	評価時期 目標値(R8)	評価
バックアップ体制の強化に向けた事業の進捗状況	0%	14%	100%	△

バックアップ体制の強化に向けた事業の進捗状況



【指標算定式】

バックアップ体制の強化に向けた事業の進捗状況
 = (バックアップ体制の強化に向けた事業の実施済計画額 / バックアップ体制の強化に向けた計画額) × 100

【評価基準】

事故による送水停止が起こった際に、他浄水場からのバックアップが可能とする事業の進捗状況を評価基準とします。

【評価結果】

事業規模の特に大きい東松山第二幹線の布設が実施計画よりも遅れているため、実施済計画額は達成度が低い状況である。

取組名	取組実績	取組年度
◆適切な浄水予備力の確保	○適切な浄水予備力について検討を実施 ○令和8年度を目標とした施設整備計画を策定し、浄水予備力17%の確保を位置づけ	H24 H25
◆送水管における水融通機能の強化	○浄水場間の相互水融通実施時に送水管内の水の逆流を想定し、洗管及び洗管に必要な排水管やバルブの設置を実施 ○水総合管理システムにおける水融通プラン作成機能の導入と運用 (平成29年度完成) ○水融通機能の強化に向けた流向・流速変更の実施	H27~H28 H26~R2 R1~R2

総合評価

適切な浄水予備力の確保と広域的な水融通機能充実の達成のため、計画に基づき、排水管やバルブの整備を進めているところであるが、事業規模の特に大きい東松山第二幹線の布設が実施計画よりも遅れているため、進捗状況は低い数値を示している。

また、水総合管理システムを活用し浄水場間の相互水融通を図っているが、一定以上の流量を流すことができないなど制限がある区間があることから、融通機能の強化を図っていく必要がある。

これらのことから、要努力と評価する。

要努力

課題解決に向けた目標

(2) 事故・災害に強い水道

実現方策

才 受水団体と連携した緊急時の体制強化

事故・災害等の発生時に、応急給水活動や復旧活動を速やかに開始し、一刻も早い復旧を実現するためには、県営水道と受水団体の連携が不可欠であることから、次の取組を実施します。

- ◆受水団体との緊急時対応の訓練実施
- ◆事故・災害等発生時に必要となる浄水備蓄量の確保
- ◆受水団体と相互の情報交換が可能となる水道情報通信ネットワークの構築

利用者のニーズ C

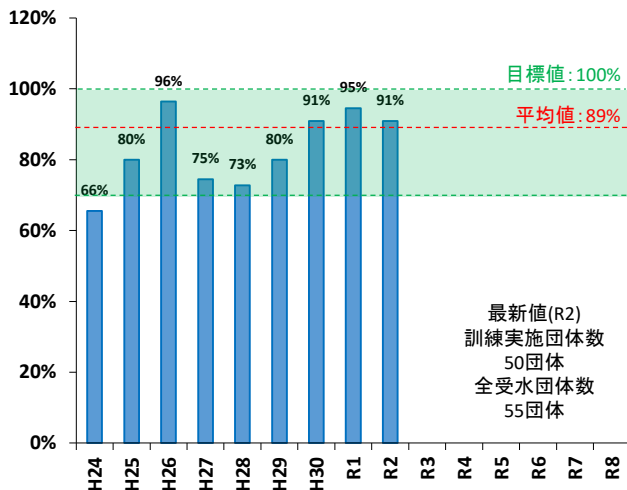
重要度・緊急度 B

優先度B

評価指標 (評価方法②)	基準年度値 (H23策定時)	平均値 (H28～R2)	評価時期 目標値(R8)	評価
緊急時対応訓練の実施率	67%	89%	100%	○

評価指標 (評価方法①)	基準年度値 (H23策定時)	最新値 (R2)	評価時期 目標値(R3)	評価
計画に基づく浄水備蓄施設整備の進捗率	89%	97%	100%	○

緊急時対応訓練の実施率



【指標算定式】

緊急時対応訓練の実施率

$$= (\text{緊急時対応訓練実施受水団体数} / \text{全受水団体数}) \times 100$$

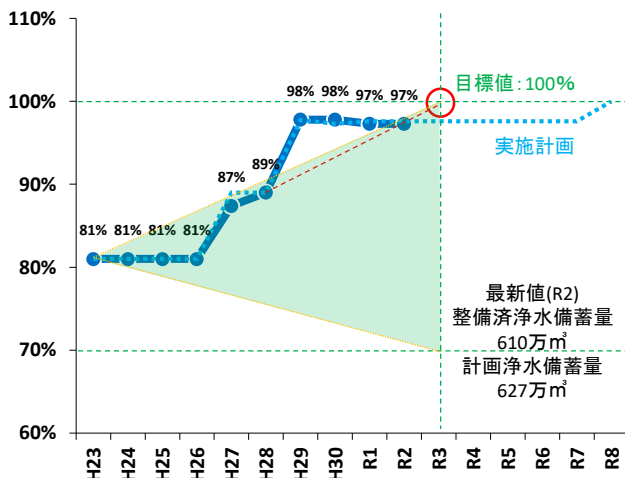
【評価基準】

受水団体と共同で行う緊急時対応訓練を、全ての受水団体と計画的に実施しているかを評価基準とします。

【評価結果】

緊急時対応訓練を毎年度複数回実施しており、受水団体の都合による参加率の多少の変動はあるが、実施率は概ね順調である。

計画に基づく浄水備蓄施設整備の進捗率



【指標算定式】

計画に基づく浄水備蓄施設整備の進捗率

$$= (\text{浄水備蓄量} / \text{計画に基づく浄水備蓄量}) \times 100$$

【評価基準】

事故・災害等発生時に必要となる浄水備蓄量の確保を計画的に実施しているかを評価基準とします。

【評価結果】

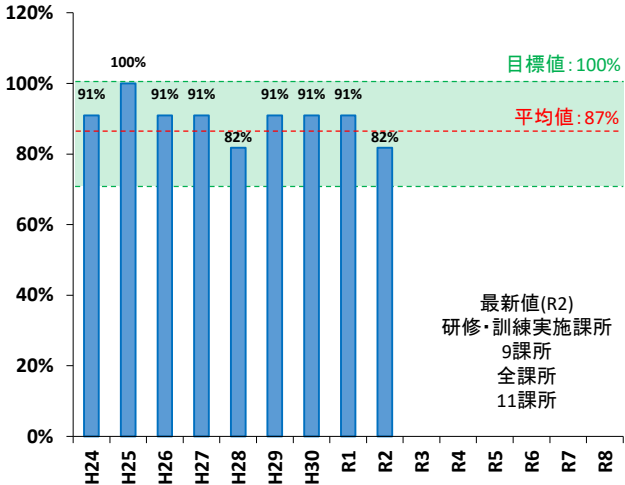
100%達成は令和8年度が見込まれるが、順調に進捗しており目標値をほぼ達成している。

取組名	取組実績	取組年度
◆受水団体との緊急時対応の訓練実施	○受水団体と共同防災訓練を実施 > 臨時給水栓設置、給水車による給水訓練 > 応急給水栓設置訓練	H24～H25 H26～R1
◆事故・災害等発生時に必要となる浄水備蓄量の確保	○上赤坂中継ポンプ所送水調整池を増設（平成27年度完了） ○江南中継ポンプ所送水調整池を増設（平成28年度完了） ○大久保、庄和、行田浄水場のP C浄水池を増設（平成30年度完了） ○高倉中継ポンプ所送水調整池を増設（令和2年度築造工事完了、令和3年度供用開始予定）	H24～H27 H24～H28 H26～H30 H26～R2
◆受水団体と相互の情報交換が可能となる水道情報通信ネットワークの構築	○県営水道の情報（流量・圧力・残留塩素等）をインターネットで受水団体に提供できる水道情報通信ネットワークシステムの更新（平成24年度完了） ○県と受水団体で相互の情報交換が可能なシステム（水総合管理システム）の導入（平成30年度完成）	H24 H26～H30
総合評価	<p>緊急時対応訓練の実施率は、年度によって実施団体数の増減はあるものの、継続的な取組による向上が見られ、備蓄施設整備の進捗も順調である。</p> <p>また、共同防災訓練実施や備蓄施設整備に加え、情報通信ネットワークの整備など、受水団体と連携した緊急時の体制強化のための取組を着実に実施していることから、順調であると評価する。</p>	
	<p style="text-align: center;">順調</p>	

課題解決に向けた目標	(2) 事故・災害に強い水道		
実現方策	力 職員の危機管理能力の向上		
<p>事故・災害等の発生時に迅速かつ的確に対応するためには、職員全員が共通認識のもと、自らの判断で行動することが求められます。このため、危機管理に関する共通認識を形成するとともに、迅速かつ的確な行動を可能とするよう次の取組を実施します。</p> <p>◆危機発生時の行動計画の策定 ◆各種マニュアルの見直し及び訓練の実施</p>			
	利用者のニーズ C	優先度B	
	重要度・緊急度 A		

評価指標 (評価方法②)	基準年度値 (H23策定時)	平均値 (H28～R2)	評価時期 目標値(R8)	評価
行動計画に基づく研修・訓練の実施率	81%	87%	100%	○

行動計画に基づく研修・訓練の実施率



【指標算定式】

行動計画に基づく研修・訓練の実施率

$$= (\text{行動計画に基づく研修・訓練の実施課所} / \text{全課所}) \times 100$$

【評価基準】

危機発生時の行動計画に基づいた研修・訓練を、全ての課所場で実施しているかを評価基準とします。

【評価結果】

行動計画に基づく研修・訓練の実施率は87%であり、実施率は概ね順調である。

取組名	取組実績	取組年度
◆危機発生時の行動計画の策定	○非常時優先業務進行管理表を作成し、危機発生時の行動計画を作成	H24～R2
	○事故配備計画の作成	H24～R2
	○震災対策、火山噴火・降灰対策に関する行動計画作成	H26～H27
◆各種マニュアルの見直し及び訓練の実施	○水道関係危機管理マニュアルの改定	H24～R1
	○九都府市合同訓練への参加	H24～R2
	○遠隔地応援協定（神奈川県内広域水道、埼玉県、阪神水道、大阪広域水道）に係る訓練への参加	H26～R2

総合評価	<p>職員の危機管理能力の向上のために、行動計画の作成のほか、各種マニュアルの見直し、また、遠隔地応援協定に基づく訓練などを実施している。</p> <p>行動計画に基づく研修・訓練の実施率は87%で継続的に実施しており、概ね順調であると評価する。</p>
	概ね順調

課題解決に向けた目標	(3) 運営基盤の強化		
実現方策	ア 将来の水需要を見据えた施設の更新及び施設能力の最適化		
<p>将来も安全・安心な水を安定して供給し続けるためには、水道施設が健全であるとともに、危機管理や事業運営の影響も考慮した最適な規模であることが必要です。</p> <p>このため、施設の健全度を適切に把握し、計画的に更新を行うとともに、更新時には将来の水需要を考慮した最適な規模にできるような次の取組を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆継続的な維持管理及び健全度調査による施設の長寿命化 ◆アセットマネジメントに基づく計画的な施設更新 ◆将来の水需要及び水道広域化を考慮した施設能力の検討 			
	利用者のニーズ A	優先度B	
	重要度・緊急度 B		

評価指標 (評価方法③)	基準年度値 (H23策定時)	最新値 (R2)	評価時期 目標値 (R8)	評価
施設能力の最適化に向けた計画を策定しているか	未策定	計画策定 (H25)	水需要に合わせた計画	○

評価基準

将来の水需要を見据えて、施設能力の最適化に向けた計画が策定されているかを評価基準とします。

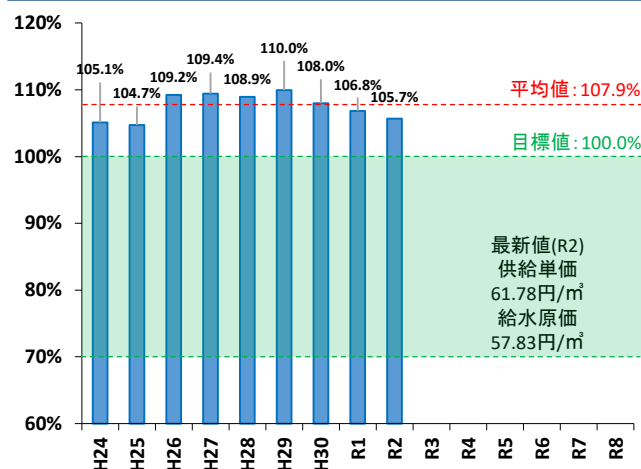
取組名	取組実績	取組年度
◆継続的な維持管理及び健全度調査による施設の長寿命化	○設備や機器の状況等を確認するため、日次・月次・年次点検等を実施し、故障や劣化状況の記録を参考に、長期的な修繕計画の見直しを実施	H24～R2
◆アセットマネジメントに基づく計画的な施設更新	○標準耐用年数を基本とした施設や設備の更新計画を策定及び改定 ○故障記録や修繕履歴を一元管理し、アセットマネジメントを支援する水道施設管理システムを開発	H25 H27, H30, R1 H26～H28
◆将来の水需要及び水道広域化を考慮した施設能力の検討	○平成19年度版『埼玉県長期水需給見通し』を参考に、平成38年度の施設能力を日量211万m ³ とする計画を策定	H25

総合評価	平成19年度の埼玉県長期水需給見通しに基づき、将来の水需要を見据え、施設のダウンサイジングを含めた長期的な更新計画を策定しており、この計画に基づき着実な取組を実施していることから、順調であると評価する。
	順調

課題解決に向けた目標	(3) 運営基盤の強化			
実現方策	イ 財務運営の効率化			
<p>平成13年度以降、収益の大部分を占める給水収益が減少しており、また、施設の更新需要などが今後増加するといった経営環境においても、健全経営を維持していくために、次の取組を実施します。</p> <p>◆長期的な財政計画の作成及び計画に基づいたシミュレーションの実施 ◆第三者による経営評価の実施 ◆適正かつ妥当な料金制度の検討</p>				
	<table border="1"> <tr> <td>利用者のニーズ B</td> <td rowspan="2">優先度A</td> </tr> <tr> <td>重要度・緊急度 A</td> </tr> </table>	利用者のニーズ B	優先度A	重要度・緊急度 A
利用者のニーズ B	優先度A			
重要度・緊急度 A				

評価指標 (評価方法②)	基準年度値 (H23策定時)	平均値 (H28～R2)	評価時期 目標値(R8)	評価
料金回収率	104.6%	107.9%	100%	◎

料金回収率



【指標算定式】

料金回収率
 = (供給単価 / 給水原価) × 100

【評価基準】

送水にかかる費用が料金収入により賄われているかを評価基準とします。

【評価結果】

料金回収率は5年間通じて100%を上回っており、順調に推移している。

取組名	取組実績	取組年度
◆長期的な財政計画の作成及び計画に基づいたシミュレーションの実施	○施設整備や更新の計画、水資源開発施設の整備計画、借入金の償還等について、将来20年程度の長期的なシミュレーションの実施、収支見通しの作成及び更新 ○収支見通しを基にした料金算定の実施	H24～R2 H25, H28, R2
◆第三者による経営評価の実施	○外部有識者を委員とした『企業局経営懇話会』の開催 > 企業局経営5か年計画 (H19～H23) の実績評価 > 企業局経営5か年計画 (H24～H28) の進捗状況報告 > 企業局経営5か年計画 (H29～H33) の策定 > 企業局経営5か年計画 (H29～H33) の進捗状況報告	H24 H25～H28 H28 H29～R2
◆適正かつ妥当な料金制度の検討	○総括原価方式による料金算定の実施 ○二段階従量料金制 (一定の水量を超える受水に対して安価な料金単価を適用する料金制度) の仕組みや実施状況の確認、適用の是非について検討	H25, H28, R2 H27

総合評価	<p>料金回収率は100%以上で良好である。また、長期的な財政計画に基づいた料金算定や料金制度の検討、第三者による経営評価を着実に実施し、財務運営の効率化に努めている。これらのことから、順調であると評価する。</p>
	順調

課題解決に向けた目標

(3) 運営基盤の強化

実現方策

ウ 民間活力の導入も含めた組織体制の再構築

将来も変わらず安定した事業運営を行うためには、組織体制も重要です。
効率的に事業運営が可能な組織であるとともに、技術力等の維持・向上が可能となるよう、民間活力の導入も含め総合的に組織のあり方を検討し、組織体制の再構築に向けて、次の取組を実施します。

- ◆事業を担う職員の確保及び人材育成
- ◆官民連携の検討
- ◆総合管理センター(仮称)による効率的な管理体制の構築

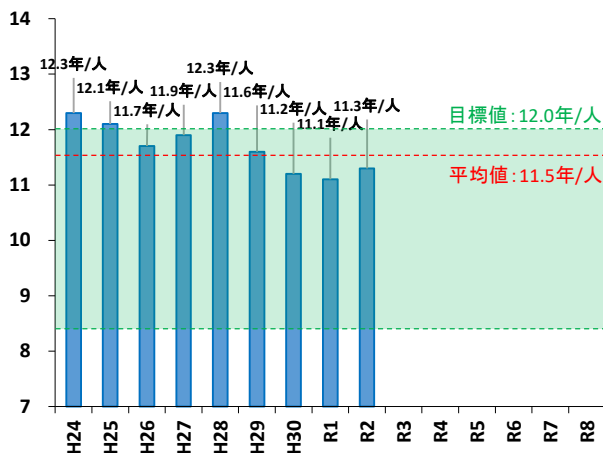
利用者のニーズ A

優先度B

重要度・緊急度 B

評価指標 (評価方法②)	基準年度値 (H23策定時)	平均値 (H28～R2)	評価時期 目標値(R8)	評価
1人あたり水道業務経験年数	12.0年/人	11.5年/人	12.0年/人	○

1人あたり水道業務経験年数



【指標算定式】

1人あたり水道業務経験年数
= 全職員の水道経験年数の合計 / 全職員数

【評価基準】

民間活力を導入したとしても、事業を担う職員の確保・育成ができていのかどうかを評価基準とします。

【評価結果】

ベテラン職員の退職や新規採用職員の増加により、職員の水道業務経験年数はやや低下傾向にあったが、近年は横ばい傾向となっている。

取組名	取組実績	取組年度
◆事業を担う職員の確保及び人材育成	○企業局職員研修計画の作成と実施 > 局共通研修・事業部門別研修・所属別研修の実施 > 中長期派遣研修 > 再任用職員を技術継承アドバイザーに指定	H24～R2 H27～R2 H24～R2
◆官民連携の検討	○浄水場管理運営方針の策定 ○新三郷浄水場の一括委託化に向けた検討や、吉見浄水場運転管理など実施中の案件について検証を実施 ○官民連携検討委員会の実施 ○PPP/PMI手法活用の検討体制に基づき、事業への活用について検討	H26 H27～H28 H29 H30～R2
◆総合管理センター(仮称)による効率的な管理体制の構築	○送水システム全体の管理一元化と効率的な管理体制の構築に向けた水総合管理システムの開発と新たな組織体制の検討	H24～H30

総合評価

ベテラン職員の大量退職と新規採用職員の増加により1人あたり水道業務経験年数はやや低下傾向にあったが、近年は横ばいとなっている。

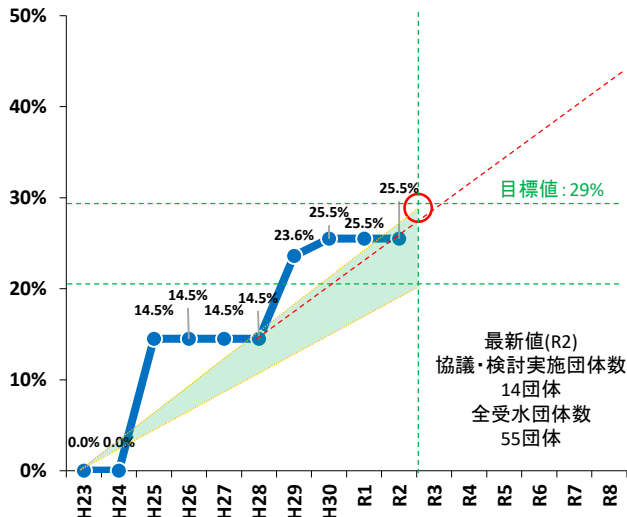
技術力の維持・向上に向け、所属でのOJTや研修等を通じ、ベテラン職員及び再任用職員が有する知識やノウハウの継承を推進している他、局内研修や日本水道協会など外部機関が企画実施する研修により、必要な専門的知識と実践的技術の定着を図っている。これらのことから、概ね順調と評価する。

概ね順調

課題解決に向けた目標	(3) 運営基盤の強化			
実現方策	エ 水道広域化の推進			
<p>受水団体との連携による水道広域化を推進することは、受水団体及び県営水道の運営基盤の強化に寄与し、将来にわたって安定した供給を確保するために重要です。</p> <p>このため、水道広域化に向け、次の取組を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆受水団体と連携した人材育成 ◆受水団体との施設の共同化及び管理の一体化 ◆水道広域化の検討に合わせた事業形態の検討 				
	<table border="1"> <tr> <td>利用者のニーズ B</td> <td rowspan="2">優先度B</td> </tr> <tr> <td>重要度・緊急度 B</td> </tr> </table>	利用者のニーズ B	優先度B	重要度・緊急度 B
利用者のニーズ B	優先度B			
重要度・緊急度 B				

評価指標 (評価方法①)	基準年度値 (H23策定時)	最新値 (R2)	評価時期 目標値(R3)	評価
水道広域化に向けた具体的な協議・検討を実施している水道事業の率	0.0%	25.5%	29.0%	○

水道広域化に向けた具体的な協議・検討を実施している水道事業の率



【指標算定式】

水道広域化に向けた具体的な協議・検討を実施している水道事業の率

$$= (\text{協議・検討を実施している団体数} / \text{全受水団体数}) \times 100$$

【評価基準】

経営の一体化、管理の一体化、施設の共同化など、水道広域化に向けた具体的な協議・検討を実施している団体の数が、水道整備基本構想における垂直統合(※)ブロックの全団体数以上となっているかを評価基準とします。
 ※垂直統合とは、県と市町村との統合を指す。
 なお、市町村どうしの統合を水平統合という。

【評価結果】

水道広域化に向けた検討を実施している水道事業体は増加傾向にあり、順調に推移している。

取組名	取組実績	取組年度
◆受水団体と連携した人材育成	○羽生市・ときがわ町・美里町・嵐山町との技術連携協定を締結し、小規模事業者への技術協力を行うとともに、企業局職員の水道事業に関する知識の習得を図るなど、人材育成を実施	H27~R2
◆受水団体との施設の共同化及び管理の一体化	○県と市町村の垂直統合を目指す広域化ブロックでの検討 >第2ブロック(越谷市・草加市・松伏町・三郷市・八潮市・吉川市)において、施設再構築検討・料金システム共同化検討・水道メーター共同購入検討の実施	H27~H30
	>第6ブロック(小川町・ときがわ町・東秩父村・東松山市・滑川町・鳩山町・吉見町・嵐山町)において、施設再構築検討・料金システム共同化検討の実施	H26~H30
	>第2、6ブロックともに広域化の効果を見える化するためのシミュレーションに着手	H30~R2
◆水道広域化の検討に合わせた事業形態の検討	○広域化実現可能調査を実施し、第三者委託の受託の可能性について検討	H26
	○垂直統合に向けた事業形態について検討	H28~H30

水道広域化に向けた具体的な協議・検討を実施している水道事業率は増加傾向にあるが、実際に広域化を実現したのは秩父地域のみとなっている。

一方で、水道広域化の促進のための取組として、受水団体と連携した人材育成、小規模事業者への技術支援、受水団体との施設の共同化及び管理の一体化の検討、事業形態の検討などを実施していることから、概ね順調であると評価する。

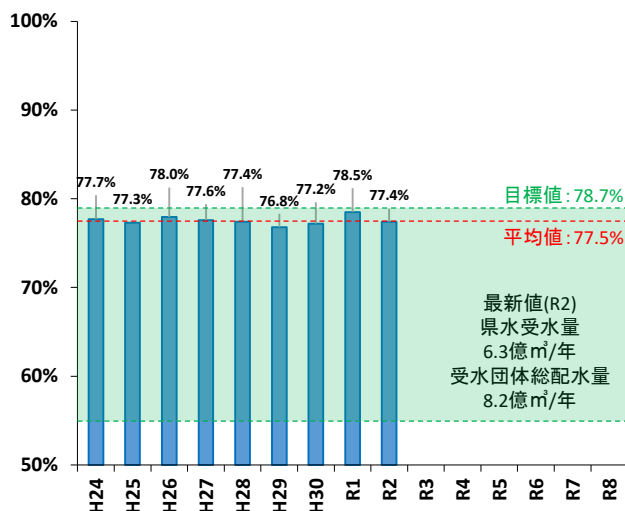
なお、現在は県内の水道の基盤強化に資する取組として、受水団体の技術的な課題の解決を支援する技術連携(技術支援)を推進している。

概ね順調

課題解決に向けた目標	(4) 事業を通じた社会貢献			
実現方策	ア 地下水から県水への転換促進			
<p>県営水道の創設理由でもある地盤沈下は、県水の供給量増加に伴い沈静化の傾向にあります。県北東部を中心に現在も年間数センチ程度の沈下が生じています。このため、地盤沈下を防止するためにも、次の取組を実施します。</p> <p>◆受水団体に対する地下水の適正利用及び県水転換への働きかけ</p>				
	<table border="1"> <tr> <td>利用者のニーズ C</td> <td rowspan="2">優先度C</td> </tr> <tr> <td>重要度・緊急度 C</td> </tr> </table>	利用者のニーズ C	優先度C	重要度・緊急度 C
利用者のニーズ C	優先度C			
重要度・緊急度 C				

評価指標 (評価方法②)	基準年度値 (H23策定時)	平均値 (H28～R2)	評価時期 目標値(R8)	評価
県水転換率	77.5%	77.5%	78.7%	○

県水転換率



【指標算定式】

県水転換率

$$= (\text{県水受水団体の県水受水量} / \text{県水受水団体の総配水量}) \times 100$$

【評価基準】

平成19年度埼玉県長期水需給の見通しにおける県水転換率を評価基準とします。

【評価結果】

県水転換率は77.5%で、目標値をやや下回るものの、概ね維持された形で推移している。

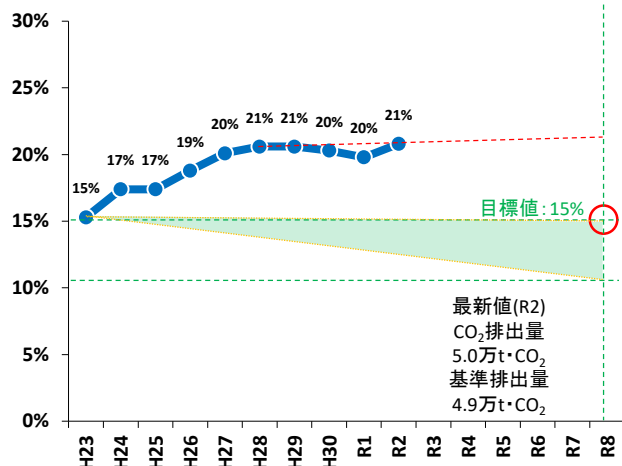
取組名	取組実績	取組年度
◆受水団体に対する地下水の適正利用及び県水転換への働きかけ	○県営水道が送水している55受水団体に訪問し、県水への転換について呼びかけを実施	H24～R2

総合評価	<p>県水転換率は77.5%で、目標(78.7%)をやや下回る形で維持している。地下水から県水への転換促進の取組として、受水団体に対する地下水の適正利用及び県水転換への働きかけを着実に実施しており、結果として、近年は県内の地盤沈下が沈静化傾向にあることから、概ね順調であると評価する。</p>
	概ね順調

課題解決に向けた目標	(4) 事業を通じた社会貢献			
実現方策	イ 電力使用量の削減及び再生可能エネルギーの導入			
<p>水道事業は多くの電力を消費しているエネルギー消費産業であり、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの利用促進など積極的な取組が求められています。</p> <p>このため、電力使用量のさらなる削減と再生可能エネルギーの導入に向け、次の取組を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆送水システムの再編成など省エネルギーの検討 ◆省エネルギー技術の導入検討 ◆小水力発電や太陽光発電の導入拡大 				
	<table border="1"> <tr> <td>利用者のニーズ C</td> <td rowspan="2">優先度C</td> </tr> <tr> <td>重要度・緊急度 C</td> </tr> </table>	利用者のニーズ C	優先度C	重要度・緊急度 C
利用者のニーズ C	優先度C			
重要度・緊急度 C				

評価指標 (評価方法①)	基準年度値 (H23策定時)	最新値 (R2)	評価時期 目標値(R8)	評価
CO ₂ 排出量削減率	15%	21%	15%	◎

CO₂排出量削減率



【指標算定式】

$$\text{CO}_2\text{排出量削減率} = \{1 - (\text{CO}_2\text{排出量} / \text{基準排出量})\} \times 100$$

【評価基準】

地球温暖化対策推進条例で定める大規模事業所に相当する浄水場等における、第二計画期間（平成27年度～平成31年度）のCO₂排出目標として示された削減率15%を評価基準とします。

【評価結果】

CO₂排出量削減率は目標を上回っており、順調に推移している。

取組名	取組実績	取組年度
◆送水システムの再編成など省エネルギーの検討	○大久保浄水場の送水圧力の適正化により、ポンプ動力の低減	H25～R2
◆省エネルギー技術の導入検討	○取送水ポンプのインバータ化による効率的な運転により、電力使用量削減	H24～R2
	○空調、照明機器に省エネ機器を導入し、電力使用量削減	H24～R2
◆小水力発電や太陽光発電の導入拡大	○高坂中継ポンプ所小水力発電設備の稼働	H24～R2
	○行田浄水場太陽光発電設備稼働	H24～R2
	○吉見浄水場太陽光発電設備稼働	H26～R2

総合評価	<p>電力使用量の削減及び再生可能エネルギーの導入についての取組として、送水圧力の適正化、ポンプのインバータ化等の省エネルギー技術の導入、太陽光発電設備の導入などを着実に実施している。</p> <p>その結果、CO₂排出量削減率は目標(15%)を上回って推移しており、順調であると評価する。</p>
	順調

課題解決に向けた目標

(4) 事業を通じた社会貢献

実現方策

ウ 浄水発生土の有効利用

これまで県営水道では、浄水発生土の100%有効利用を達成し、その多くを有償売却していましたが、東日本大震災発生後、放射性物質を含む浄水発生土の処分が困難となり、現在は浄水場内で適切に保管しています。

このため、放射性物質を含んだ浄水発生土を適切に管理するとともに、有効利用に向け次の取組を実施します。

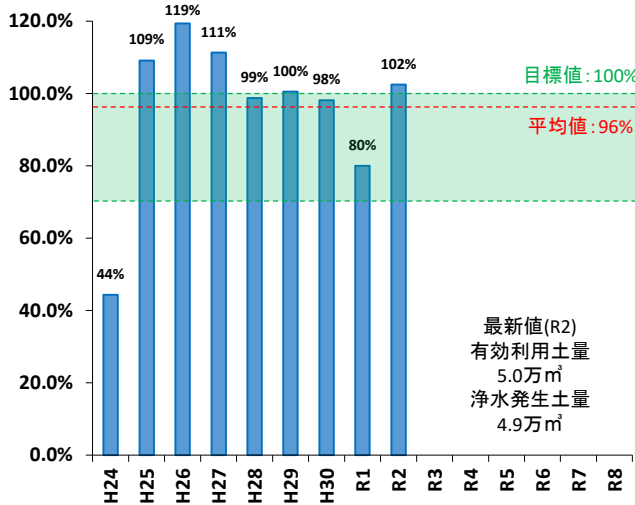
- ◆浄水発生土の放射性物質の測定と公表
- ◆浄水発生土の多様な有効利用の推進

利用者のニーズ C
重要度・緊急度 A

優先度B

評価指標 (評価方法②)	基準年度値 (H23策定時)	平均値 (H28～R2)	評価時期 目標値(R8)	評価
浄水発生土の有効利用率	0%	96%	100%	○

浄水発生土の有効利用率



【指標算定式】

浄水発生土の有効利用率
= (有効利用土量 / 浄水発生土量) × 100

【評価基準】

浄水発生土の削減に努めると共に、利用方法の多様化を図り100%有効利用されているかを評価基準とします。

【評価結果】

平成25年度から浄水発生土の有効利用が本格的に再開され、有効利用率は96%と順調に推移している。
(有効利用率は、前年度分を繰り越す場合もあるため、100%を超える年や下回る年がある)

取組名	取組実績	取組年度
◆浄水発生土の放射性物質の測定と公表	○2週に1度、浄水発生土の放射性物質の測定を行い、結果を県ホームページにて公表	H24～R2
◆浄水発生土の多様な有効利用の推進	○セメント原料等として有効利用	H24～R2
	○園芸用土等として有償利用	H27～R2

総合評価

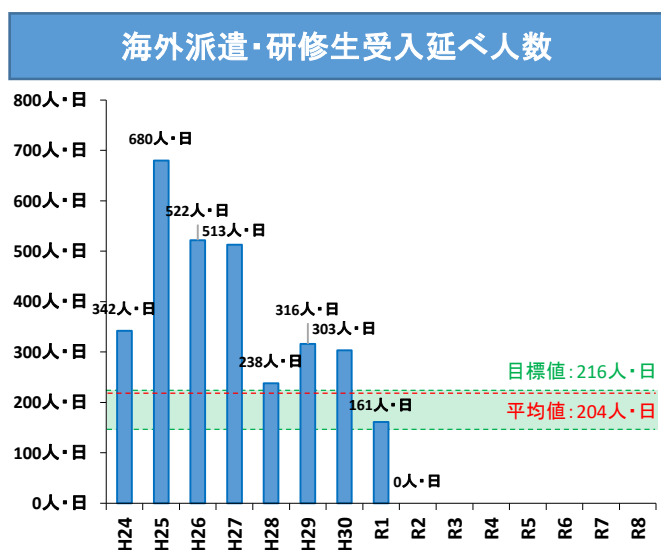
浄水発生土の有効利用のための取組として、浄水発生土の放射性物質の測定と公表を行っている。

浄水発生土の有効利用率は、福島原発事故により浄水発生土が放射能汚染されたため、平成23年度に0%であったが、近年は浄水発生土中の放射性物質が低下してきたことにより、セメント原料や園芸用土等として有効利用を再開しており改善傾向にあることから、概ね順調であると評価する。

概ね順調

課題解決に向けた目標	(4) 事業を通じた社会貢献			
実現方策	工 国際技術協力の充実 及び水道の国際展開			
<p>水道分野の国際貢献や海外水ビジネスの展開といった全国的な関心の高まりに対して、国内最大規模の水道用水供給事業者として、積極的な取組が求められています。</p> <p>このため、開発途上国の水道整備に対し、地域のニーズに応じた技術的支援を行うなど、水道分野の国際貢献の推進に寄与するとともに、グローバルな人材を育成するため、次の取組を実施します。</p> <p>◆JICA等を通じた職員の海外派遣と研修生の受け入れ ◆民間企業と連携した海外水ビジネスの案件形成</p>				
	<table border="1"> <tr> <td>利用者のニーズ D</td> <td rowspan="2">優先度C</td> </tr> <tr> <td>重要度・緊急度 C</td> </tr> </table>	利用者のニーズ D	優先度C	重要度・緊急度 C
利用者のニーズ D	優先度C			
重要度・緊急度 C				

評価指標 (評価方法②)	基準年度値 (H23策定時)	平均値 (H28～R2)	評価時期 目標値(R8)	評価
海外派遣・研修生受入延べ人数	216人・日	204人・日	216人・日	○



【指標算定式】

海外派遣・研修生受入延べ人数
= 海外派遣人数 × 支援日数 + 研修生受入人数 × 研修日数

【評価基準】

国際技術協力は相手国の要請に左右されますが、海外派遣・研修生受入といった技術協力を実施しているかを評価基準とします。

【評価結果】

新型コロナウイルス感染拡大の影響で海外派遣や受入を停止したものの、それ以前の海外派遣や研修生受入の延べ人数は目標を上回っており、順調に推移している。

取組名	取組実績	取組年度
◆JICA等を通じた職員の海外派遣と研修生の受け入れ	○JICA技術協力プロジェクト『ラオス・水道公社事業管理能力向上プロジェクト』のため職員をラオスに派遣 ○JICA草の根開発技術協力事業としてタイのチョンブリ県等3地域、7浄水場及びラオスのビエンチャン市等3地域、3浄水場に職員を派遣 ○タイ・ラオス等から海外研修生の受入	H24～R1 H24～R1 H24～R1
◆民間企業と連携した海外水ビジネスの案件形成	○県内企業と『水・インフラの海外展開に関する連携協定』を締結し、タイのアマタナコン工業団地において高品質な工業用水供給を目指す取組について支援	H24～H28

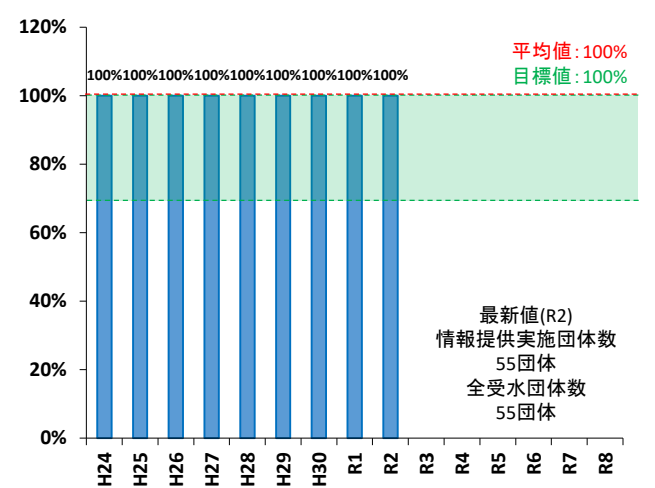
総合評価	<p>令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で派遣や受入を停止したものの、それ以前の職員派遣数や研修生受入数は目標値を大幅に上回って推移しており、相手国の技術力強化や企業局の人材育成につながった。また、県内企業と協定を締結し、企業の海外展開を支援するなど民間連携を推進した。これらのことから、概ね順調であると評価する。</p> <p>今後の国際技術協力は、新型コロナウイルスの動向を見据えながら実施していく必要がある。</p>
	概ね順調

課題解決に向けた目標	(5) 利用者サービスの向上		
実現方策	ア 水道水の安全、水質に関する情報の適切かつ迅速な提供		
<p>県政世論調査では、「水道水の安全性などの水質に関すること」の広報を求める割合が50%以上あり、放射性物質の検査結果のように、水道利用者が望む情報を、適切かつ迅速に提供する必要があります。</p> <p>また、水道利用者に対して給水を行っている受水団体と情報を共有することも重要です。このため、次の取組を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ ホームページ等を活用した水質情報の迅速な提供 ◆ 受水団体との水質データの共有化 ◆ 水源から給水栓まで、受水団体と連携した水質管理情報の提供 			
	利用者のニーズ A	優先度A	
	重要度・緊急度 A		

評価指標 (評価方法②)	基準年度値 (H23策定時)	平均値 (H28～R2)	評価時期 目標値(R8)	評価
受水団体と連携した水質管理情報の提供実施率	0%	100%	100%	○

評価指標 (評価方法①)	基準年度値 (H23策定時)	最新値 (R2)	評価時期 目標値 (H28)	評価
県と連動した水質事故対応マニュアルを策定済の受水団体率	0%	98%	100%	△

受水団体と連携した水質管理情報の提供実施率



【指標算定式】

受水団体と連携した水質管理情報の提供実施率 = (水質管理情報の提供を連携して実施した受水団体数 / 全受水団体数) × 100

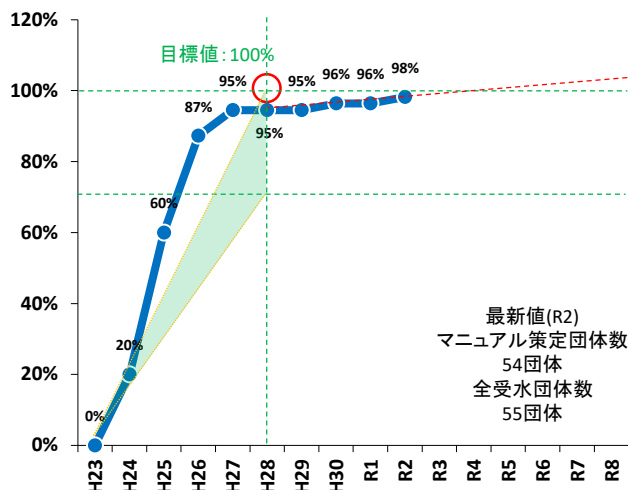
【評価基準】

水道利用者への水質管理情報の提供について、全受水団体と連携実施しているかを評価基準とします。

【評価結果】

平成24年度から水道情報通信ネットワークシステムが稼働し、情報提供の実施率は100%を維持している。

県と連動した水質事故対応マニュアルを策定済の受水団体率



【指標算定式】

県と連動した水質事故対応マニュアルを策定済の受水団体率
 = (県と連動した水質事故対応マニュアルを策定済の受水団体数 / 全受水団体数) × 100

【評価基準】

水質事故等の際に速やかに水道利用者へ情報を提供するため、受水団体において県と連動した水質事故対応マニュアルが策定されているかを評価基準とします。

【評価結果】

策定済みの受水団体率は、平成28年度時点では95%で目標より遅れているが、微増傾向で推移している。

取組名	取組実績	取組年度
◆ホームページ等を活用した水質情報の迅速な提供	○ホームページを活用した水質情報の提供 >水質検査計画や水安全計画の公表 >水質検査結果の公表	H24~R2 H24~R2
◆受水団体との水質データの共有化	○ホームページや文書により水質検査結果を受水団体に提供 ○水道情報通信ネットワークシステムを導入し、県営水道の水質情報（送水残塩・色度・濁度）をリアルタイムで提供	H24~R2 H24~R2
◆水源から給水栓まで、受水団体と連携した水質管理情報の提供	○水安全計画の更新と公表	H24~R2

総合評価

ホームページ等を活用した水質情報の迅速な提供、水道情報通信ネットワークシステムを活用した受水団体との水質データの共有化、水安全計画による受水団体と連携した水質管理情報の提供等を実施し、受水団体と連携した水質管理情報の提供実施率は目標を達成した。県と連動した水質事故対応マニュアルを策定済の受水団体率は平成28年度時点では95%で目標を達成できなかったが、未策定団体へも毎年策定に向けた働きかけをしており、微増傾向で推移している。これらのことから、概ね順調と評価する。

概ね順調

課題解決に向けた目標

(5) 利用者サービスの向上

実現方策

イ 水道利用者及び受水団体が理解しやすい広聴広報活動の充実

水道利用者及び受水団体の理解と協力を得ながら事業を進めていくためには、適切かつ迅速な情報提供とともに、分かりやすい表現を用いて、県営水道に対する理解を深めてもらう必要があることから、次の取組を実施します。

- ◆ホームページの情報内容の充実
- ◆浄水場見学会及び出前講座の実施
- ◆受水団体と連携した広報活動

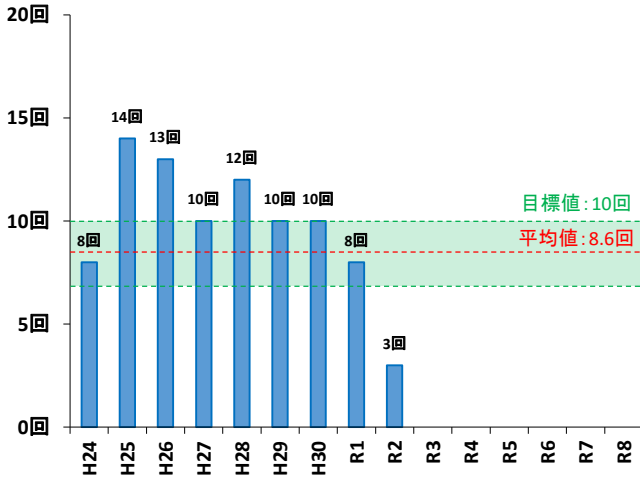
利用者のニーズ A

重要度・緊急度 A

優先度A

評価指標 (評価方法②)	基準年度値 (H23策定時)	平均値 (H28～R2)	評価時期 目標値(R8)	評価
水道広報活動の実施回数	10回	8.6回	10回	○

水道広報活動の実施回数



【指標算定式】

水道広報活動の実施回数
⇒実施実績

【評価基準】

水道広報活動を企画実施することで、広く水道利用者に県営水道について理解をしてもらうため、広報活動を実施しているかを評価基準とします。

【評価結果】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためイベントが実施できず最新値は目標を下回っているが、それ以前は目標を上回っており、順調に推移している。

取組名	取組実績	取組年度
◆ホームページの情報内容の充実	○県営水道啓発キャンペーンとして、ホームページ上で水道に関する懸賞クイズを実施 ○首都圏水道水キャンペーン等について広報を実施 ○県実施のイベントについてホームページ上で募集案内及び実施結果を公表 ○ホームページの構成見直し等を実施	H24 H24～R1 H25～R2 R2
◆浄水場見学会及び出前講座の実施	○浄水場見学希望の随時受入 ○浄水場見学や水管橋見学等のイベントの開催 ○県政出前講座の実施（安全で安心な水道水の供給、県営水道の水質管理、水道水源の水質管理）	H24～R1 H25～R1 H24～R2
◆受水団体と連携した広報活動	○受水団体ホームページに県営水道へのリンク掲載依頼 ○受水団体のイベントで県営水道PR用DVDの上映 ○受水団体への県営水道PR用DVDの貸出	H24～H27 H27～H30 R2

総合評価

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためイベントが実施できなかったものの、それ以前の水道広報活動の実施回数は、目標を達成している。また、小学生の浄水場見学受入れも中止となったが、職員が見学用DVDを自主製作するなどして水道に関する学習機会の確保に努めた。
水道利用者及び受水団体が理解しやすい広報活動の充実への取組として、ホームページの情報内容の充実、浄水場見学会及び出前講座、受水団体と連携した広報活動を実施してきたことから、概ね順調であると評価する。

概ね順調

課題解決に向けた目標

(5) 利用者サービスの向上

実現方策

ウ 水道利用者及び受水団体のニーズに応じた良質な水の供給

平成21年度に実施した県政世論調査では、「臭いが少なく安全・安心な水道水を供給してほしい」との回答が約41%あり、カビ臭などの臭気物質の低減化が必要です。これらのニーズに対応するため、次の取組を実施します。

- ◆給水栓の水質を把握した適切な浄水処理の実施
- ◆臭気物質低減のための浄水処理の強化

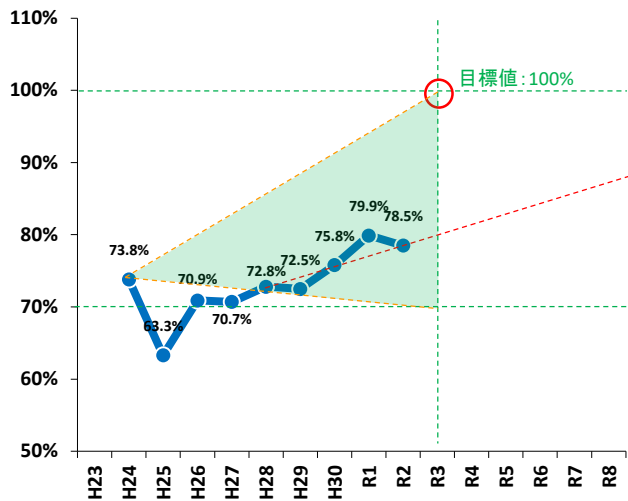
利用者のニーズ A

重要度・緊急度 B

優先度B

評価指標 (評価方法①)	基準年度値 (H23策定時)	最新値 (R2)	評価時期 目標値(R8)	評価
水道水の味やにおいへの満足度	—	78.5%	100%	○

水道水の味やにおいへの満足度



【指標算定式】

水道水の味やにおいへの満足度
⇒アンケートによる
「味やにおいに不満がある」以外の回答の合計

【評価基準】

水道利用者及び受水団体ニーズを的確に把握し、そのニーズに応じた良質な水を供給することで、飲み水としての水道への満足度が向上しているかを評価基準とします。

【評価結果】

水道水の味やにおいへの満足度は80%に上がり微増ではあるが向上が見られており、概ね順調に推移している。

取組名	取組実績	取組年度
◆給水栓の水質を把握した適切な浄水処理の実施	○受水団体からの苦情や要望をもとに水安全計画を改定し、浄水処理に反映	H24～R2
◆臭気物質低減のための浄水処理の強化	○新三郷浄水場への高度浄水処理の導入(H22)による浄水処理の強化	H24～R2
	○全ての県営浄水場への高度浄水処理の導入に向けた検討	R1～R2
	○かび臭自動連続測定装置によるかび臭への対応 ➢庄和浄水場・新三郷浄水場で実施 ➢大久保浄水場で実施 ➢行田浄水場・吉見浄水場で実施	H24～R2 H26～R2 H27～R2
	○油分計による水質事故(油関連事故)への対応 ➢新三郷浄水場(H24～)、大久保浄水場・庄和浄水場・行田浄水場・吉見浄水場(H27～)で実施	H24～R2

総合評価

県営水道では、水道利用者及び受水団体のニーズに応じた良質な水の供給のための取組として、給水栓の水質を把握した適切な浄水処理、かび臭自動連続測定装置の導入等による臭気物質低減のための浄水処理の強化を実施している。

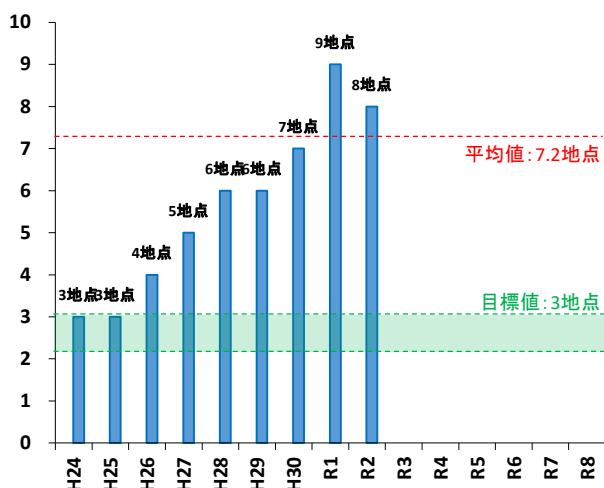
水道水の味やにおいの満足度は、微増ではあるが向上が見られている。しかし、目標としている満足度100%の達成にはさらに大幅な向上が必要であることから、要努力と評価する。

要努力

課題解決に向けた目標	(5) 利用者サービスの向上			
実現方策	エ 段階的な変動供給への移行			
<p>現在の県営水道の供給は、予め定められた水量を均等に受水する仕組みのため、毎日の水需要の変動対応に大変苦勞している受水団体もあります。このようなことから、受水団体アンケートでは、「段階的な変動供給への移行」を優先する施策として選択する受水団体も多くありました。このため、変動供給実施に向け次の取組を実施します。</p> <p>◆日変動供給の試行拡大及びルール作り</p>				
	<table border="1"> <tr> <td>利用者のニーズ B</td> <td rowspan="2">優先度C</td> </tr> <tr> <td>重要度・緊急度 D</td> </tr> </table>	利用者のニーズ B	優先度C	重要度・緊急度 D
利用者のニーズ B	優先度C			
重要度・緊急度 D				

評価指標 (評価方法②)	基準年度値 (H23策定時)	平均値 (H28～R2)	評価時期 目標値(R8)	評価
変動給水(試行)実施受水地点数	3地点	7.2地点	3地点	◎

変動給水(試行)実施受水地点数



【指標算定式】

変動給水(試行)実施受水地点数
⇒実施実績

【評価基準】

変動給水を実施した地点数を評価基準とします。

【評価結果】

実施受水地点数は増加傾向にあり、順調に推移している。

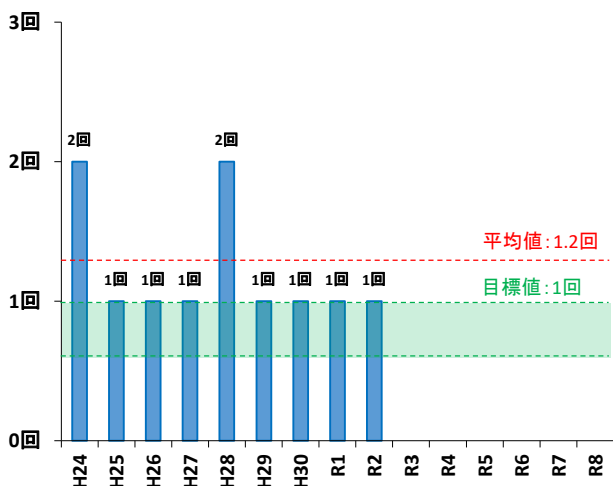
取組名	取組実績	取組年度
◆日変動供給の試行拡大及びルール作り	○変動給水試行のルール作り	H24～R2
	○変動給水の試行 >吉見町、滑川町 (対象: 県水100%) >吉見町、滑川町、杉戸町 (対象: 県水90%以上) >吉見町、滑川町、杉戸町、伊奈町 >吉見町、滑川町、杉戸町、寄居町、狭山市 >吉見町、滑川町、杉戸町、寄居町、三芳町 >吉見町、滑川町、杉戸町、三芳町、川越市、五霞町 >吉見町、滑川町、杉戸町、三芳町、川越市、五霞町、鳩山町、伊奈町 >吉見町、滑川町、杉戸町、三芳町、春日部市、五霞町、伊奈町	H24～H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1 R2

総合評価	<p>変動給水(試行)実施受水地点数は、増加傾向にあり、目標を上回っている。受水団体の個別の事情に応じて柔軟な対応を行っておりサービス向上につながっている。また、変動給水の試行により県水転換率が向上していると評価できる事業者もある。</p> <p>これらのことから、順調であると評価する。</p>
	順調

課題解決に向けた目標	(5) 利用者サービスの向上			
実現方策	才 水道利用者及び受水団体ニーズの把握			
<p>水道利用者及び受水団体へのサービスの向上を実現するためには、利用者ニーズを把握し、そのニーズに的確に答えていく必要があることから、定期的に利用者ニーズを把握するため次の取組を実施します。</p> <p>◆県政世論調査や県政サポーターアンケート等を活用した調査の実施 ◆懇談会及び受水団体訪問などによる水道利用者及び受水団体ニーズの把握</p>				
	<table border="1"> <tr> <td>利用者のニーズ D</td> <td rowspan="2">優先度B</td> </tr> <tr> <td>重要度・緊急度 A</td> </tr> </table>	利用者のニーズ D	優先度B	重要度・緊急度 A
利用者のニーズ D	優先度B			
重要度・緊急度 A				

評価指標 (評価方法②)	基準年度値 (H23策定時)	平均値 (H28～R2)	評価時期 目標値(R8)	評価
アンケートの実施と公表	1回	1.2回	1回	○

アンケートの実施と公表



【指標算定式】

アンケートの実施と公表
→実施実績
(県政サポーターアンケートまたは県政世論調査)

【評価基準】

利用者サービス向上のために、定期的なアンケートを実施し、アンケート結果やその対応について公表しているかを評価基準とします。

【評価結果】

アンケートの実施と公表を毎年度必ず実施している。

取組名	取組実績	取組年度
◆県政世論調査や県政サポーターアンケート等を活用した調査の実施	○首都圏広域の認知度や水道に関することについて、県政サポーターアンケートの実施	H24～R2
	○水道への不満や飲み方、県営水道に推進してもらいたい取組について、県政世論調査の実施	H28
◆懇談会及び受水団体訪問などによる水道利用者及び受水団体ニーズの把握	○県営水道の受水団体が集う全体会議や受水団体訪問の実施により、県営水道のニーズを把握	H24～R2

総合評価	<p>アンケートの実施と公表を毎年度実施している。</p> <p>また、アンケートのほか、懇談会及び受水団体訪問などによる水道利用者及び受水団体のニーズの把握を着実に実施し、早期かつ的確にニーズを把握するよう努めていることから、順調であると評価する。</p>
	順調